「人権への取組」と「人権方針」について

関西みらいフィナンシャルグループでは、りそなホールディングスのグループガバナンス方針のもと、 全役職員の判断や行動の原点となる「関西みらいフィナンシャルグループ経営理念」を定め、「関西 の未来とともに歩む金融グループとして、お客さまとともに成長し、地域の豊かな未来を創造し、変革 に挑戦し進化し続ける」ことを明確化しています。

これらに基づき、みなと銀行における人権への取組姿勢を明確化し、企業の社会的責任として、人権に配慮した企業活動を適切に実施するべく、「人権方針」を以下の通り定めています。

<人権方針>

主な方針	内容
(1)国際規範の尊重	世界人権宣言、国連グローバル・コンパクトなど、人権に関する国際規範を 尊重します。
(2)差別の排除	あらゆる企業活動において、人種、民族、宗教、国籍、出身、社会的身分、 信条、年齢、障がいの有無、身体的特徴、性別、性的指向や性自認などを 理由とした差別や人権侵害を行いません。
(3)人権を尊重する企業風土の醸成	あらゆる人権問題を自分自身の問題としてとらえ、相手の立場にたって物事を 考えることを励行し、人権を尊重する企業風土を醸成します。
(4)働きやすい職場環境の確立	役職員一人ひとりがお互いをビジネスパートナーとして認め合い、自由に意見を言い合える対等な関係を構築することで、働きやすい職場環境を確立します。 セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは人間の尊厳を傷つける行為であり、これらを含む全てのハラスメントを職場から排除します。
(5)公正採用の実施	採用に当たっては、「法の下の平等」と「職業選択の自由」を尊重し、本人の 人格、適性、職務遂行能力を基準とした、厳正、公平な選考を行います。
(6)人権研修の充実	あらゆる人権課題の解決に向け、役職員一人ひとりが人権に関する正しい理解 と認識を深めることを目的に、幅広い人権研修を実施します。